

平成14年度施政方針

平成 14 年第 1 回市議会定例会における野澤久人市長の平成 14 年度施政方針

平成 14 年第 1 回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、私の施政方針を申し述べさせていただきますことを心から感謝を申し上げます。

早いもので、私の任期も 1 年 9 箇月余りが経過し、こうして施政方針を述べさせていただくのも今議会が 3 回目となります。この間、市政全般にわたり議員並びに市民の皆様の大なる御指導、御協力をいただき、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、新世紀の幕開けを迎えた昨年は、アメリカの同時多発テロ事件などにより、基地のある福生市にとってまさに国際情勢とともに動いていることを感じさせる年でありました。

今日、経済はもちろん、環境問題、教育問題、危機管理、市民生活、地域づくりあるいはまちづくりに至るすべての面でグローバルに考えなくてはならない時代になっていることを痛感いたしております。

戦中、戦後の何もなかった苦難の時期から世界に冠たる物の豊かな時代へ、そしてその豊かさに振り回されていた時代から、今や自らの足元を見つめ、自分なりの生き方をしなければ何も始まらない時代へと確実に変化しております。結局誰かが何とかしてくれる、何とかなるといった依存型の生き方はもはや国際社会の中では通用しなくなったということにほかなりません。情報技術、すなわち IT 革命がそのことに拍車をかけていることは言うまでもございません。

国も東京都もこれらの状況の中で様々な改革を志し、次々と制度改革を進めております。これらの潮流が地方分権という形で自治体の変化を促しております。今年度中には国と地方の税財源の配分といった問題も、地方交付税がどうなるかといった問題も見えてくるのではないかと考えます。そして自治体の自主性、主体性がますます求められてきます。依存財源の多い福生市が今後どのような行財政運営をしていくか、大きな岐路が来つつあると感ずるところでございます。

地方分権が今や確実に進みつつある中で大事なことは、やはり自己選択、自己決定、自己責任を伴う市民や行政のあり方、地域主権のあり方がこれからのまちづくりを大きく左右することになるものと存じます。このようなことから福生のまちを愛し、そこに住む喜びと誇りを実感できるまちづくりを市民の力で進める土台づくりとして、昨年 10 月から 11 月にかけて、「いっしょに話そう、まちづくりフォーラム」を初めての試みとして開催したところでございます。

まちづくりフォーラムは青少年育成、国際化、都市景観、商工業振興及び環境の分野において 5 回にわたりそれぞれの市民生活に身近なテーマを取り上げ、参加していただいた市民の皆様が直接気軽にコーディネーターや話題提供者としてお願いした市民の方々と一緒に話し合い、ともに考えを深め合う方法により、まじめに、しかも楽しく進めることができました。参加者は延べ 176 人で、17 歳の高校生から 78 歳の男性まで幅広い層の市民の皆様の参加を得たところでございます。

私も毎回フォーラムに出席し、熱意を持った市民の皆様から多くの意見をお聞きすることができ、市民参画を重視したまちづくりの観点から大変有意義であると考えておりまして、

いただいた意見の中で市の施策や事業として反映できるものは可能なことから議会の御決定をいただき、実施してまいりたいと存じます。

また、毎回終了後に参加者からいただいたアンケート結果では、次の機会にも参加したいという意見が多く寄せられましたし、更に今回参加できなかった市民の皆様にも多くの参加をいただきますよう、今後もぜひこうした市民の手づくりによるまちづくりフォーラムを開催してまいりたいと考えております。

一方では、商工会、商店街を始め商工業者の方々の新しい動きや、七夕まつり等に見られる多様なボランティア活動の展開など大変すばらしい状況も生まれてきております。このように市民と企業と行政とが相互に情報を共有し、協働しながら市民参画によるまちづくりを進めていくことが不可欠でございまして、市民の皆様が自分たちで何ができるか、何をすべきか、そのために行政としてどのような情報提供やサポートが必要かをお互いに認識しながら「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現を目指してまいりたいと存じます。

さて、次に福生市が抱えております主要な課題とその取組の方向につきまして申し上げます。

初めに、基地問題でございます。福生市にとって横田基地は非常に大きな存在であるとともに、基地対策は重要な課題の一つでございます。長期的に考えてみますと、基地はないことが望ましいわけでございますけれども、世界の諸情勢を見ましても当面基地は動かしがたいとの認識により、国策上から容認せざるを得ないものとは考えております。ただ基地に起因する様々な問題は国民全体の問題としてとらえ、国が責任を持って基地問題の解決のために、基地の整理、縮小、返還を含めた必要な措置を講じるなど、その対策に万全を期していただくことが必要でございまして、市としても的確な情報などをもとに基地問題をどのような形や方向で対応していくかを柔軟に考えていかなければならないと存じます。

また、短期的にはNLP問題がございます。基本的にすべて暫定施設を使用するとの国からの連絡がありましたことから、一昨年9月のようなことはなくなるとは思われますが、天候によっては行われるということで、やはり本格的な訓練施設が必要であると考えております。更にその他にも騒音対策や航空機の事故防止と安全運行の確保、あるいは基地に起因する財政負担など様々な問題がございますが、これらの解決に向けた市としての独自の考え方などをあらゆる機会をとらえる中で、直接国や基地に対して示し、更にその解決策などの必要な措置を講じるよう積極的に要望、要請を行ってまいりたいと考えております。

基地に対しましては、これまでも直接司令官との意見交換の機会を持ってまいりましたが、昨年11月の横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会の中で、現地司令官が持つ裁量権の大きさが指摘され、要望の実効性を高める観点から今後は直接現地司令官に対して地域の実情を理解していただくようにすることとし、同連絡協議会といたしましても在日米軍と第374空輸航空団司令部に対する要望事項を分けて、国への要望事項とともにそれぞれに対して直接要望活動を実施したところでございます。

また一方では、基地の民間利用の問題がございます。民間利用につきましては平成11年11月に東京都の呼びかけにより発足した「横田基地の民間利用を考える会」での今後の方向や、近隣自治体の意向などの課題もございまして、なお慎重な対応が必要と考えて

おりますし、基本的には日本とアメリカの国の問題でありますので、その状況によりますが、基地の民間利用によって福生市にどのようなメリット、デメリットがあるか、例えば税収や雇用、商業機会、あるいは鉄道や道路の整備などの面から福生市独自に研究していく必要があると存じます。このために私を含め理事者と担当部課長による政策研究会を設け、当面その研究をしてまいりたいと考えております。

ところで、昨年9月にアメリカで発生しました同時多発テロ事件以来、横田基地、あるいはその周辺においてテロに対する厳重な警戒が行われております。近隣住民の方への迷惑もあったところであり、その対応もいたしてまいりました。もちろん横田基地にテロなどがあってはなりません、もし万が一にも基地に対してテロ災害が発生した場合、市民への人的、物的な被害も少なからず生ずる恐れがございます。このために昨年12月に市民への被害や影響を最小限に食い止めることはもとより、職員が慌てずに迅速にテロ災害への対応活動ができるようテロ災害対応職員マニュアルを作成したところでございます。市民の生命、財産を守るために消防署、警察署などの関係機関とも相互に連携、協力しながら的確な対応をしていかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、福生市にとって基地問題は避けて通るわけにはいきません。今後も議会の御協力をいただきながら、都と周辺市町連絡協議会などとの連携を図り、その取組を引き続き進めてまいりたいと存じます。

次に、合併問題でございます。福生市はこれまでに市民サービスの向上と効率的で効果的な行政運営を図るために一部事務組合や西多摩地域広域行政圏協議会などにより、他の自治体と連携する中で広域行政の推進に努めてきたところでございます。とりわけ近隣の羽村市や瑞穂町とは西多摩衛生組合、瑞穂斎場組合又は福生病院組合の構成市町として相互に連携し、運営をしております。西多摩衛生組合ではフレッシュランド西多摩が開場し、瑞穂斎場については改築工事が始まり、本年10月から火葬場、斎場とも新施設が使えるようになり、更に福生病院では公立福生病院基本構想検討委員会が動き始めております。

また、近年の都市化の進展や交通網の整備などにより市民の生活圏が広がる中で、行政区域を超えた行政サービスを提供し、広域的な行政を推進することが今後ますます求められるところでございます。このために本年の4月から福生市と羽村市、瑞穂町との2市1町により、市民サービスの向上と広域行政の推進を図ることを目的に戸籍証明の広域交付事業の開始を予定しております。更に公共施設の広域利用、特に西多摩地域の図書館の広域利用につきましては、これまでに西多摩地区図書館連絡協議会や西多摩地域広域行政圏協議会での検討を重ねる中で、本年10月からの実施に向けて具体的な協議や準備を進めております。

一方、国や東京都におきましては、市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに市町村合併後の自治体数1,000を目標とするなど、市町村合併を積極的に推進する動きが出てきております。国では市町村合併を推進するために平成11年8月に、市町村合併の推進についての指針を示すなど、これまでに様々な取組が進められております。

また、東京都ではこのような国の取組に対応して、昨年1月に市町村合併の必要性や合併による効果、あるいは都内市町村の合併パターンなどを示す内容とする市町村合併に関する検討指針が策定されました。この中で福生市は羽村市、瑞穂町との2市1町により一つのゾーンを形成する案などが示されております。更に昨年12月には都内市町村における自主

的な市町村合併を支援することを目的に、都知事を本部長とする「東京都市町村合併支援本部」が設置されたところでもございます。

こうした状況を踏まえる中で、近隣の羽村市や瑞穂町との合併問題を考えますと、やはり合併の是非そのものはそれぞれの自治体や住民の意見、意向等を十分に反映させ、その方向づけをしていくことが最も重要であると存じます。ただ、今すぐに合併するしないは別にして、将来的に合併を視野に入れ、一部事務組合や図書館の広域利用など今後も様々な分野、形での広域的な行政が推進できるように、これまで以上に近隣自治体との連携、協力が必要であると考えております。

このようなことから、機会あるごとに近隣自治体の首長との意見交換などを行うとともに、それぞれの自治体の担当職員同士での行政サービスや住民負担の水準、財政状況、あるいは組織や人事システムの比較、検討などの研究を進め、近隣自治体間のより一層の連携強化を図ってまいりたいと存じます。更にこうした取組とともに今後の福生市にとって市町村合併がどのようなメリット、デメリットをもたらすかなどを中心とし、福生市独自に研究していく必要があると考えておまして、このために私を含めた理事者と担当部課長による政策研究会を設け、その研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、庁舎建設の問題がござります。現在の庁舎につきましては建物の老朽化、^{きょうまいが}狭隘化が著しいため、耐震、バリアフリーや市民サービス、更には事務効率などの面で様々な問題点を抱えておりますことから、市民の皆様になら御迷惑をおかけし、また、議員の皆様からも御心配をいただいているところでござります。

現在の庁舎は昭和39年に建設以来38年が経過しておりますが、この間の人口の増加や行政事務量の増大等により平成4年度には第三庁舎の建設、平成11年度には旧健康センターを第四庁舎として暫定的に使用するなど、現在では教育委員会事務局、水道事務所、選挙管理委員会事務局を含めて7箇所に分散いたしております。また平成7年度には庁舎の耐震構造調査を実施し、耐震性の不足から補強の必要性が指摘されております。

このようなことから、庁内に庁舎建設検討委員会を発足させ、現庁舎の抱える問題点を整理する中で新たな庁舎建設の必要性を中心に検討し、平成12年11月にその結果をまとめたところでござります。その内容といたしましては、現庁舎は耐震補強の未整備により防災拠点としての機能が確保できないこと、また、庁舎の分散配置やバリアフリー化の未整備、執務スペースの狭さなどにより、市民サービスや事務効率の面で支障をきたしていることなど多くの問題点を抱えており、これらを解消するためには新たな庁舎を建設することが最良の方策であるとの検討結果に至ったものでござります。

一方、昨年5月には議会におきまして市民に対する庁舎の安全性や行政運営上の諸問題を調査、研究し、庁舎のあり方を検討することを目的に「庁舎検討特別委員会」が設置されました。同委員会では庁舎の現況把握を行いつつ耐震やバリアフリー、市民や職員の利便性などの点についての検証、分析とともに昭島市やあきる野市の庁舎視察など積極的な検討をしていただいたところでござります。このような状況の中で庁舎建設につきましては市民の皆様とその必要性や様々な問題点があることを御理解いただくとともに、その意見や意向をお聞きするための具体的な方法などを含め、引き続き議会と十分に御相談させていただきな

がら早い時期にその方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、環境問題でございます。今日の環境問題につきましては社会条件や経済条件の変化に伴い、利便性中心の生活への変化若しくは消費の拡大などにより原因が錯綜、複雑化し、その影響と対策も地球規模で考えていかなければならないものとなっております。環境問題の解決は行政に課せられた重要な使命ではございますが、行政ができることには限りがございます。市民や事業者と行政との協働のもとに様々な施策を推進していくことが時代の要請でございます。

このようなことから、まず福生市が環境対策に取り組む姿勢を明らかにするため環境基本条例を制定し、本年の10月からの施行を目指してまいりたいと考えております。環境基本条例は福生市における環境の保全、回復、創造などの基本理念を明らかにし、これによる基本施策を市民、事業者、行政とが相互に協働しながら総合的に推進し、資源循環型社会の構築と良好な環境の確保を目的とするものでございまして、今議会にその条例案を上程させていただきたいと存じます。

なお、この条例案につきましては職員による環境プロジェクトチームを活用しながら庁内で素案をまとめ、更にその内容を広報やホームページにより市民の皆様にお知らせし、素案に対する御意見などをいただく中で作成したところでございます。また環境の保全や回復などの施策を計画的、体系的に推進していくための指針となる環境基本計画を、平成14年度、15年度の2箇年で作成してまいりたいと存じます。この環境基本計画につきましては広く市民、事業者、行政が環境に対する知識と自覚を高めながら目指すべき環境像や環境目標を明確にし、その施策や具体的な行動につながる計画にしなければならないと考えております。このために多くの市民の皆様が計画の策定過程に参画していただくことが大切でございまして、市民参画によるワークショップ方式を中心とした環境市民会議を設け、環境基本計画の市民プランを提案いただく中で市民による市民のための実効性のある環境基本計画の策定を進めてまいりたいと存じます。

更に、平成14年度には福生市における地球温暖化の防止に向けた実行計画の策定、あるいは公用自動車の低公害車の導入など環境負荷の低減を図るよう環境物品等の調達、いわゆるグリーン購入などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、一方では、ごみ減量とリサイクルの推進を図り、循環型のまちづくりを進めていくことが大きな課題でございます。このことは地球環境を保全するため市民一人ひとりのできることは何かといった課題にもつながります。このための有効な手段の一つとして家庭ごみの有料化に向けた取組を進めてまいりましたが、昨年5月から開催した市がまとめた有料化案に対する市民説明会での意見や要望をもとに、昨年の9月議会において関係条例や予算を御決定いただく中で平成14年4月からの家庭ごみの有料化を実施させていただくところでございます。有料化は循環型社会の構築を現実のものとし、地球環境を守っていくために必要な方策でございまして、市民の皆様のお協力をお願い申し上げますとともに、福生市におけるごみ排出量の10パーセントの減量と資源回収量の10パーセントの増量を目指し、さらなるごみ減量とリサイクルの推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、都市基盤整備という点で一つには道路問題がございます。今月下旬の圏央道日の出インターの開通がどのように福生市に影響するかなど難しい点ではありますが、都道の整備促進、市道の歩道整備やバリアフリー化、下の川の遊歩道整備など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、福生駅東口における都市再生交通拠点整備事業によるペDESTリアン・デッキや自転車駐車場整備など、民間事業と協働する形での整備を進め、バリアフリー、利便性や都市景観形成を図ってまいりたいと存じます。

次に、福祉、保健、医療の面では急速に進む少子高齢化社会に対応して子供の健全な成長と、子育ての支援施策の体系化、高齢者の状況に応じた支援施策、障害者の支援施策、特に平成15年度から始まる精神障害者支援施策の具体化が求められるところでございます。このために国や東京都における制度改革に適応しつつ、福生市にふさわしい制度の確立を図り、ライフサイクルに沿って健康で幸せな生活が送れるよう個々人の状況に応じた支援施策を講じていかなければならないと考えておまして、本年度も幾つかの施策を展開してまいりたいと存じます。

次に、教育行政でございますが、その主体は教育委員会でございます。私からは教育委員会との連携、協力、あるいは支援という観点から申し上げさせていただきます。

いよいよ平成14年度から学校教育における完全学校週5日制など、新学習指導要領による教育課程が本格的に実施されるところでございます。完全学校週5日制は子供たちを家庭に戻すところにその趣旨がございますことから、家庭や地域での必要な環境の整備や人的な支援、施設の提供など具体的な支援策を講じてまいりたいと存じます。いずれにせよ各学校が独自性を持ち、児童、生徒の健全な育成はもとより、懸案の中学校昼食、多目的ホールなど教育委員会との連携、協議を重ねる中で積極的にその支援、協力をしていかなければならないと考えているところでございます。同時に一人ひとりが自己啓発を含め主体的な市民として生きることが求められる時代でありますことから、家庭や地域社会の持つ教育力を高め、生涯学習、文化振興といった面からの各種活動の支援にも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、主な課題とその取組の方向につきまして申し上げましたが、その他にも既に若干触れましたように少子高齢化やバリアフリー化、また町会等各種ボランティア団体との連携などの地域振興、商工業の自立支援、生涯学習の推進、更にはIT化や行財政改革などへの対応の課題がございます。これらの課題解決に向けた基本的な考え方といたしましては、まず市民の皆様は課題についての十分な情報提供と意見や要望をお聞きし、互いにその理解を深めていただくこと、そして行政としては昨年より活動を始めた庁内の政策課題別チームなどを活用しながら市民ニーズを的確に反映させた課題解決のために、全体としての市民サービスに効果的なもの、あるいは本格的な分権時代に積極的、先導的に対応できる福生独自のものなど質の高い新たな施策や事業として実施できるよう具体的な計画化を進め、こうして計画化した施策や事業を議会の御決定をいただく中で早期にその実現を図ってまいりたいと存じます。

さて、次に平成14年度予算と主要な事業について申し上げます。平成14年度予算につきましては、依然として厳しい財政状況の中ではございますが、第3期総合計画を着実に推進し、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現を目指し、次の3点を基本的な方針として編成いたしましたところでございます。

その一つは、財源の確保と経常経費の見直しや行政コストの低減を図り、財源の重点的、効率的な配分による財政運営に努めることと、二つには基本計画や実施計画に基づく計画的な重点施策の執行と、社会経済情勢の変化に対応した福祉、教育、文化などの市民サービスの向上を目指した施策の展開を図ることと、更に三つ目といたしましては施策全般にわたる創意工夫や行財政の簡素化、効率化の推進と、できる限りの市民参画を得て市民に信頼される市政の実現を図ることとでございます。

このような編成方針のもとに、一般会計の新年度予算総額は217億2,918万円、前年度と比較して6億7,065万4,000円、3.2パーセントの増となっております。この増額につきましては西多摩衛生組合、瑞穂斎場組合あるいは福生病院組合への負担金などの補助費等で公債費の振り替え等もあり、4億2,600万円ほどの増及び生活保護費など扶助費で3億1,000万円の増などが主な要因でございます。

なお、基盤整備の重要性にかんがみまして普通建設事業費は補助費等への振り替えによって実質的には増加をさせているところでございます。

また、特別会計を含めた予算全体の総額は342億5,330万5,000円、前年度と比較して4億3,659万8,000円、1.3パーセントの増となっているところでございます。これらの予算の内容につきましては、後ほどそれぞれ予算案として提案させていただきますので、その際に改めて触れさせていただきたいと存じます。

続いて、平成14年度の主要な事業につきまして各分野別に申し上げます。初めに教育、文化の分野では教育環境の整備や教育相談の充実のために情緒生涯通級指導学級の設置や、小学校授業指導補助員の配置、心理相談員の増員などを図ってまいります。また生涯学習施設の整備では市営プールのシャワーや福東グラウンドフェンスの改良事業、更に市民会館大ホールの舞台改良事業に取り組んでまいります。

福祉、保健、医療の分野では学童クラブの土曜日開所時間の延長、児童福祉手当事業の開始、高齢者在宅介護支援センターの増設、高齢者IT講習会の実施及び身体障害者ショートステイ事業の開始などに取り組み、児童、高齢者、障害者の福祉の充実を図ってまいります。更に保健、医療の面では新たに肝炎ウイルス検査や休日歯科診療事業を開始いたします。

次に、都市基盤整備の分野では平成13年度に続いて牛浜駅東口の優良建築物等整備事業への補助、あるいは平成14、15年度では福生駅東口にエレベーターや自由通路、自転車駐車場などを整備する都市再生交通拠点整備事業への補助により民間活力を中心とした駅周辺整備に努めてまいります。

また、道路整備では柳通りの歩道拡幅事業、第一中学校通りの歩道設置事業などを、更に公園、緑地の整備としては、引き続き下の川緑地（仮称）新設事業、ほたる公園水路改修事業などに取り組んでまいります。

生活基盤整備の分野では市営駐車場の運営開始、拝島駅南口臨時自転車駐車場（仮称）の新設などにより交通安全と放置自転車対策を進めてまいります。

また、環境保全の面では市民参画による環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の策定に取り組むとともに、公用自動車を順次低公害車に買い替えてまいります。更にごみ減量とリサイクルの推進のために家庭用生ごみ処理機購入補助や資源回収実施団体への報償金の増額などを図ってまいります。

構想の推進の分野では、平成 13 年度に続いてまちづくりフォーラムの実施や庁内の政策課題別チームの運営とともに、平成 14 年度には事務事業評価の試行などに取り組んでまいります。

また、引き続き住民基本台帳ネットワークシステムの導入に向けた準備、議会会議録検索システム、文書管理システム及び都市計画情報システムの導入など IT 化への対応を進めてまいります。更に戸籍証明の広域交付や西多摩地域図書館の広域利用などにより市民サービスの向上と広域行政の推進に努めてまいります。

なお、各分野ごとの具体的な事業につきましては、実施計画により明らかにしておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 14 年度の施政方針とさせていただきますが、変化が非常に激しく、速く、難しい時期ではありますが、私を含め全職員が一丸となって引き続き第 3 期総合計画を積極的に進め、市民の皆様とともに「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の構築を目指して全力を挙げて努力してまいりますので、議員並びに市民の皆様の特段の御指導と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

長時間にわたりまして御清聴をいただきまして、誠にありがとうございました。